

令和7年3月21日

自治会・町内会長 各位

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム登録者の変更について（依頼）

日頃から青葉区の防災活動に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、青葉区では平成28年9月より、「青葉区版防災情報伝達システム」を運用しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地域防災拠点運営委員会等の皆様に避難指示等の情報を伝達します。

新年度に入り、会長の変更がある場合は、専用防災ラジオの確実な引継ぎをお願いいたします。

また、専用防災ラジオの管理者や、電話による情報伝達システムの登録者に変更が生じる場合には、別紙「青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙」に御記入の上、**令和7年5月30日（金）まで**に御提出をお願いいたします。

なお、登録者に変更がない場合は、提出不要です。

【提出方法】

電子メール、郵送、持参で下記担当まで御提出ください。

※登録申請用紙については、青葉区連合自治会長会トップページから「その他（提出書類様式等）」をクリックし、「■青葉区版防災情報伝達システム」の項目内に掲載しています。

【担当・提出先】

〒225-0024

横浜市青葉区市ケ尾町31番地4

青葉区役所総務課防災担当

長、亀谷、黒岩、鈴木

TEL：045-978-2213

E-Mail：ao-bosai@city.yokohama.lg.jp

青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙

令和 年 月 日

(申請先) 青葉区長 あて

団体名
所在地 横浜市青葉区
(フリガナ)
代表者氏名
電話番号

下記のとおり「専用防災ラジオ」の管理者情報及び「電話システム」からの情報を受信する電話番号を変更します。

なお、貸与された専用防災ラジオは、下記の管理方法を遵守します。

記

管理方法

- 専用防災ラジオは、常に正常な受信状態を保つよう管理します。
- 専用防災ラジオを紛失または毀損した場合は、速やかに青葉区に連絡します。
- 専用防災ラジオの改造その他の原形に変更を加える行為はしません。
- 専用防災ラジオを必要としなくなったときは、青葉区に返還します。

申請年月日	令和 年 月 日
専用防災ラジオ管理者 電話システム登録者①	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者②	氏名： 役職： 電話番号：
電話システム登録者③	氏名： 役職： 電話番号：

※専用防災ラジオ管理者と電話システム登録者①は、同一の方でお願いします。

※登録は1団体につき、3名までとなります。

※横浜市青葉区処理欄（申請者は記入しないでください）

① 貸与年月日	令和 年 月 日
② 受信機番号	[] 付属貸与品（ 外付アンテナ ・ 分配器 ）
③ 備考	

※上記の個人情報については、青葉区版防災情報伝達システム事業の目的以外には使用しません。

青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、災害時の区役所からの情報を得る手段の一つとして、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- ・FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線から電波をとることも可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計



【例】周辺に被害はありますか？

被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…

システムの運用について

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図

